

「平成28年度小樽市食品衛生監視指導計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	1人
2 意見等の件数	9件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	監視指導対象に営業許可・登録をしていないもの(農家等の直売等)を含めてはどうか。	営業許可、登録が不要な施設の監視については、出荷前の農産物等の残留農薬検査を毎年度実施しており、今後も継続の予定です。また、北海道農政事務所が中心となって、農産物等の生鮮食品の適正表示について監視・指導を実施しており、保健所も連携して監視を行います。
2	重点的に監視指導を実施すべき項目について、周知の前に市民や従業員の方々にアンケート等を行った上で設定してはどうか。	食品の安全性に関する市民周知の効果的な方法については、他自治体がアンケートを実施し、周知の対象を絞ることや興味を持つ手法を用いることが効果的であること、市民が情報を得る方法はテレビ、新聞等が一番多いことなどが報告されています。 小樽市においては、市民の関心の程度にあわせ、複数の周知方法を取っており、関心の強い方には講習会の開催、個別相談を行い、関心があり不安を抱えている方にはホームページ、ポスター、チラシ等により正しい情報が届くように努めています。関心が低い方には、「自分にも関係がある」という認識を高めるため、報道機関の協力を仰ぐなど、興味を持つ手法を考え、周知するように取組みます。
3	継続的に実施する監視項目について、監視を実施する際には、事業者負担がかからないように配慮すべき。	監視については、通常は事前通告なしで実施しているところです。これは、食品関係事業者の日常的な衛生管理等をチェックし、不十分なところがあれば改善を指導するためのものです。
4	放射性物質のスクリーニング検査について、市民が持ち込む検体の産地を対象自治体のみに限らず、疑わしいものも含めてはどうか。	産地不明の検体でも検査自体は実施可能ですが、測定値が高くなった場合は、その原因や地域的な広がりを調査する方針です。生産地の絞込みのため、入手先の把握は必要と考えています。
5	指導・助言が理解されているか確認する必要があるのではないかな。	検査結果が不適合、違反であった施設に対しては、改善策や自主測定結果の報告を求めています。報告の内容については、指導、助言内容を十分に理解した上で、改善策を講じているかチェックしています。その後の取組状況についても、立入検査等で確認しています。
6	食中毒警報の発令方法について、関係する店舗に協力を依頼してはどうか。	食中毒警報の発令時には、報道機関、地域ラジオ放送局へ情報提供を行い、食品衛生協会と連携して約20か所の食品関係団体、関係機関にその活用を依頼しています。また、保健所ホームページ、街頭放送、パトロール車両の放送により、市民への幅広い注意喚起に努めています。今後も広報活動の充実を心がけていきます。
7	食中毒等健康被害発生時の営業停止処分の際に、事業者に対する営業再開への支援を行うべき。	食品関係事業者の営業停止処分時、保健所では食中毒等の再発防止を目的に、自主的な衛生管理体制の強化を指導、助言しています。提供する食品の安全性を確保して営業を再開し、消費者の信頼を回復するよう支援することが保健所の役割であると考えています。また、再開のため、店舗の改築、設備の購入などの資金が必要なときは、日本政策金融公庫融資といったような政府系金融機関の相談窓口を紹介することになります。
8	HACCP導入事業者をWEB上で公開したり、市独自の認証マークを使用できるようにするなど、HACCP導入の動機付けを促してはどうか。	小樽市内でHACCP関連の承認を受けるには、食品衛生法による総合衛生管理製造過程承認申請と北海道独自の認証制度(北海道HACCP)の2つの方法があります。食品衛生法に基づくHACCPの承認等に関する事務は厚生労働省地方厚生局が行っており、北海道HACCPに関する事務は北海道が行い、認証されると、認証マークの表示、北海道ホームページによる情報の公開が行われているところです。
9	職員等の研修について、食品関係事業者への現場実習を含めてはどうか。	企業等への行政職員の派遣は、民間の経営感覚やコスト意識、幅広い経験の取得、職員の意識改革等を目的に行っている自治体もあると聞いています。食品衛生監視業務に就いている職員もこれらを目的とした派遣は意義がありますが、一義的な責務は、多種多様な飲食店、食品製造工場等を指導・助言することであり、そのために必要な専門技術を習得できる研修を優先して受講する方針です。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。